

# 令和4年第10回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和4年10月26日（水）

午後2時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

## 1 開会宣言

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 教育長職務代理者の指名

## 4 教育長諸報告

(1) 令和4年第5回たつの市議会定例会（12月議会）の日程について

(2) たつの市教育支援委員会について

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

(4) 不登校・いじめについて

## 5 議事

報告第19号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について

議案第39号 たつの市小中一貫教育基本方針の策定について

## 6 自由討議

7 次回教育委員会開催予定日 令和4年11月30日（水） 午後1時30分～

〃 開催場所 （新館3階 301、302会議室）

次々回教育委員会開催予定日 令和5年12月 日（ ） 午後 時～

〃 開催場所 （ ）

## 8 閉会宣言

令和4年第10回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和4年10月26日（水）

午後2時

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和4年第10回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、教育長職務代理者の指名についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、委員の中から教育長が指名することとなっております。

現在、喜多委員を教育長職務代理者として指名させていただき務めていただいているところですが、令和4年11月18日から菅野委員を教育長職務代理者として指名させていただきます。菅野委員、よろしくお願いいたします。

委員

この度、教育長職務代理者として教育長からの御指名をいただきました。教育長のサポートに努めていきたいと思っておりますので、皆様、よろしくお願いいたします。

教育長

菅野委員、ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次に、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告のうち、(3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について、(4) 不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、報告第19号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、非公開にすることが適切であると思われま。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

(1) 令和4年第5回たつの市議会12月定例会の日程について報告願います。

事務局

それでは、教育委員会関係と主な日程についてお伝えいたします。11月29日に市議会定例会の第1日目が議場にて行われます。定例会終了後に予算決算特別委員会全体会が行われます。次に、12月7

日には福祉文教常任委員会、分科会が行われます。続きまして、15日には定例会第2日目、16日に第3日目が行われます。両日も一般質問となります。22日には最終日となる定例会第4日目が行われます。以上でございます。

教育長

以上のことについて、何か御質問等がございますか。  
ないようですので、次に、(2) たつの市教育支援委員会について、事務局報告願います。

事務局

たつの市立小学校及び中学校の特別支援学級に入級又は退級並びに特別支援学校に入学又は退学を希望する障害のある児童生徒の、令和5年度の適正な就学を図るため、下記のとおり教育支援委員会を実施するものです。

今年度の教育支援委員会につきましては、既に第2回まで実施済みでございます。第1回目が7月14日木曜日に開催しています。この第1回目では、令和4年4月に入級した児童生徒についての追跡調査とし、各学校から報告をいただきました。第2回、第3回の委員会では、来年度の入級等に向けての審議、判定としております。

今年度の審議対象者は94名となっております。昨年度と比べ増えております。市内の学校園が93名、市外の園所で1名となっております。

小学校の特別支援学級への入級希望者は、47名で、昨年度から14名増加しています。中学校の特別支援学級の入級希望者は、5名増の28名です。県立西はりま特別支援学校の小学部への入学希望者は5名減の7名です。同じく中学部への入学希望者は1名増の5名となっております。退級希望者は7名となっております。

2回目の教育支援委員会では、入級がふさわしいかどうかの判定が難しい児童生徒が増えていました。今後、教育支援委員会での審議対象児童生徒のあり方を検討していかなければならないということや、児童生徒の個々に応じた支援の方法について、学校又は教育委員会としても探っていく必要があると感じております。以上です。

教育長

以上のことについて、何か御意見、御質問はございませんか。

委員

判定が難しいという児童生徒が多くなっているということですが、これは、その支援の理解が今まで以上にあるということで、前向きに捉えてよいことですか。

事務局

はい、前向きに捉えていこうとしています。特に、就学前の支援体制については、たつの市は他の市町に比べ整っている状況です。また、病院を含めた関係機関との連携での環境面においても、たつの市の児童生徒は大変恵まれていると思っています。このような支援がしやすい環境を今後どのように学校現場で生かしていくことが必要だと考えています。

委員

全国的にみて、増加傾向にあるのですか。

事務局	はい、全国的に増加傾向にあります。たつの市においては、太子町も含め、特別支援学級の数も多く、県下の中でも多い方となっています。
教育長	教育支援委員会の医師の委員の方から次のような御発言がありました。児童の精神的な状態を判定していただける医療機関は県内に2カ所しかないそうです。その1カ所が市内にある揖保川病院とのことです。もう1カ所は阪神間の方にあります。揖龍地区に判定していただける医療機関があるということで、保護者にとっては、お子さんについて少し不安があれば相談しに行けるといった環境となっています。判定である程度数値が分かります。その結果、きめ細かな支援をしていただけるというポジティブな考え方で特別支援学級を希望されるケースがあります。退級希望者が昨年度に比べ4名増の7名となっていますが、低学年の間は特別支援学級に入り、その子の小学校に入ってからの育ちによって中学年から高学年にかけて退級していくことも想定しながら子どもを指導していくことができるということは良いことだという御意見でした。
委員	学校生活支援教員の配置があまり増えていないように思われますが、きちんと対応ができているのでしょうか。
事務局	実際のところ、難しい状況でございます。 通級教室の希望者に対して、学校生活支援教員が個別の指導をしていますが、すべての児童の希望に沿っているわけではございません。現在、県教育委員会に対して人員増の要求をしているところでございます。
委員	個別の支援が必要な児童生徒に対し、県費の支援員のほか、市費の支援員を雇用していただきたいと思います。特別支援教育は大事であるということからすると、さらに増員していただきたいと我々は要望していきべきだと思います。
事務局	今年度は3名増員を要望しているところです。また、来年度の予算要求に向けて、各学校に必要な人員数について調査しているところです。
委員	県費職員については決まった数しか配置されませんので、個別の指導が必要な子どもたちの支援として、市の予算をもって増員していただきたいと思います。
教育長	今年度の特別支援学級の数は、小学校が43学級、中学校では15学級で、それぞれに担任が1人ずつおります。通級指導については、小学校では84人の対象児童に対し、5人の学校生活支援教員が対応しています。中学校では36人の生徒を2人の支援教員で対応しています。国の方では、この通級指導の担当である学校生活支援教員を定

数化しようとする動きがあり、仮に定数化すると人数的にはもう少し増えるだろうと思われます。しかし、その代わりにどこかの教員数が減るかもしれないという心配があります。このような中、本市では3年ぶりに3人増としており、特別支援の充実に努めています。

委員

学校からのニーズをもっと汲み上げていただき、支援教員の増員に向け、検討していただきたいと思ひます。

教育長

学校生活支援教員の方に個別指導に関わっていただひていますが、個別指導だけではなく、クラスの担任とともに、他の子どもたちと一緒に子どもを育てていくということも必要です。学級の中の一人として他の子どもたちと一緒に指導できるよう、担任の力を育てていく必要があると思ひます。

他に、御質問等はござひませんか。

ないようですので、次に、議事に入ります。議案第39号「たつの市小中一貫教育基本方針の策定について」、事務局説明願ひます。

事務局

議案第39号、たつの市小中一貫教育基本方針の策定について御説明申し上げます。

先に、策定までの経緯について御説明申し上げます。

先月の教育委員協議会において当該基本方針の素案を教育委員の皆様へ御説明申し上げ、御意見をいただいた後、10月4日に市内校長会、園長会に、また、10月3日と11日には、各地区の教頭会において当該基本方針について説明し、御意見をいただきました。また、10月13日には、小中一貫教育の担当者会において説明し、御意見をいただきました。10月18日には第2回たつの市小中一貫教育基本方針策定委員会を開催し、委員の方々から御意見をいただいたところです。これらの方々の御意見や御指摘を参考として修正等を行い、この度、たつの市小中一貫教育基本方針を策定しようとするものです。その変更点を中心に御説明申し上げます。

当該基本方針(案)の中の、「はじめに」の部分ですが、最初に全国的な動きを記載し、続いて県、本市の動きを記載したあと、この基本方針を策定し、どのような取り組みを進めていきたいかという事項を記載しました。

次に、「導入の背景」については、なぜこのような教育をしていかなければならないのかということについて、将来を見据えた上で、学習指導要領の内容の事柄であったり、或いは、今の子どもたちの環境はどのように変わっていつているのか、更には国際的な課題がある中で、子どもたちが身に付けていかなければならない事柄はどういうことなのかといった教育環境の背景を踏まえ、たつの市の子どもたちに力をつけさせていきたいことを記載しています。

次に「基本理念」の事項ですが、「培う心や態度」の部分について、前回、教育委員様から、「ふるさと教育」が1つ目に記載されていることから「ふるさと教育」が全面にでていつている印象を受けるため、優先順位を検討していただきたいという御指摘がござひました。これについては、小中一貫教育を推進していつている中で、1つ目を「自尊感情や自

己有用感」とし、2つ目を「ふるさと教育」に順番を修正いたしました。また、3つ目に「自他の人権の尊重しようとする態度」を入れました。これは、校長会での御指摘を反映させたものです。4つ目には「自立」という言葉を入れさせていただいております。子どもの成長を支援していく上で、最終的には自立を目指すことが必要であるということから記載しているものです。

次に「取組方針」です。前回、教育委員様からの御指摘があったとおり、取組方針1の「目指す子ども像」については、まず中学校で設定することとし、1つ目で「設定」について記載しました。そして2つ目に設定した目指す子ども像を幼稚園、こども園、保育所、小学校、中学校の教職員で共有することを記載し、更に、3つ目で、目指す子ども像について、保護者や地域にも共有し、中学校区全体において同一歩調で子どもたちを育もうという機運を高めて醸成していきたいということを記載しました。

取組方針2の取組についてです。1つ目の9年間を見通した継続性のある教育課程について、2つ目から4つ目までが「学び」について記載し、続いて「育ち」について記載しています。最後には、「学び」と「育ち」両方が特に必要なものとして、現代的な諸課題のことについて記載しています。

この取組方針についてですが、「目指す子ども像」を達成するために、具体的に取り組む事柄を記載しています。前回に御指摘があったように、小中一貫教育でなくてもできる事柄なのではないかということから、小学校、中学校という学校単位のスパンではなく、9年間という長い期間の中で継続して繰り返し学習するということが重要でありますので、それぞれの文章の中に「継続性」という文言を追加しています。9年間の小中一貫教育の中で力をつけたいということを記載しています。なお、人権教育についても記載し、小中の系統的なカリキュラムに基づいて進めていこうとしています。

次に、「推進体制」についてですが、(1)と(2)は前回の素案にもあったものですが、それに加えて、(3)では、取組や成果等をデータで共有し、(4)では学校だけではなく、保護者や地域の方々にも小中一貫教育に関する情報を積極的に発信することを追記しました。

以上、前回の素案と大幅に変更させていただいた部分がありますが、御審議いただき、策定に向け、承認をお願いいたしたいと思いません。以上でございます。

委員

前回の御指摘を反映していただき、ありがとうございます。

1点、教えていただきたいところがあるのですが、校長会で御指摘のあったという「自他の人権」の「自」は、どういうことを指しているのですか。別に記載されている「自尊感情」や「自己有用感」とはまた別のことを意味でしょうか。

教育長

一番大事なものは「命」です。自分の命を大事にするとともに、他人のことも大事にしましょうということで「自他」としております。

委員	分かりました。
委員	「推進体制」の（３）（４）が追記されたことはとても良いことです。小中一貫教育について保護者等の皆さんに知っていただくということは必要ですし、教育の内容を先生方同士で共有していくということも必要です。情報発信を積極的に行ってほしいと思います。
事務局	分かりました。
委員	たつの市の小中一貫教育は、統合型の一貫校のことを指しているのではなく、中学校区ごとに形態が変わってきます。この形態について、地元や保護者の方の認識はどのようになっていますか。
事務局	まだ地域からそのような御意見はいただいているのですが、それに関するということについても、保護者や地域の方々へ発信していこうと考えています。
委員	それぞれの地域に合わせた状況を発信していくようにお願いします。
事務局	分かりました。丁寧に説明していきたいと思います。
委員	「目指す子ども像」という大きなテーマについて、学校ごとにはっきりと示すことができますか。小中一貫教育を進めていく中で、この「目指す子ども像」は大切だと思います。
事務局	各中学校区の子どもたちや地域の実情を洗い出し、それに基づいて設定するようにしています。
教育長	<p>基本方針の最後のページには、当該策定委員会の委員の方々のお名前を掲載しています。それぞれの地域から選出しており、実際、委員の方々もそれぞれの地域においてこれから小中一貫教育を進めることを意識して意見をいただいています。</p> <p>委員の方々がおっしゃるように、「目指す子ども像」が本当に大事で、そこに向かって進めていくことになります。基本方針を策定することはあくまでもスタートですので、今後どのように進めていくのが大事です。</p> <p>前回、委員が「粘り強さ」が必要であるとの御意見をいただきましたが、「粘り強さ」は少しネガティブなイメージがありますので、「立ち向かう」というポジティブな言葉で表しています。しかし、中学校区ごとで「目指す子ども像」は変わってきますので、その状況に合わせて検討していきたいと思います。</p>
委員	小中一貫教育の成果等について、今後、どのように評価していくのですか。

教育長

指標がないと「目指す子ども像」に到達しているかということが評価できません。このことについては、まだ検討中です。初年度早々に指標を立て評価することとなると、指標を達成することが目的となってしまうがちになります。数値だけで判断することではないと思いますので、指標の設定等については今後の課題といたします。

他に、御意見等はありませんか。

御発言がないようですので、採決に入ります。議案第39号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

< 新宮中学校野球部 県大会優勝の報告 >

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局から説明願います。

< 次回、次々回の開催日時の調整 >

以上で令和4年第10回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時10分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長

教育総務課長

教育環境整備課長

学校教育課長

横山 一郎

喜多 敦子

菅野 夏子

七條 祐正

松尾 壯典

眞殿 幸寛

小松 精二

清久 利和

三木 康弘

西田 伸一郎

田渕 明久

幼児教育課長  
すこやか給食課長  
社会教育課長  
歴史文化財課長  
人権教育推進課長  
スポーツ振興課長  
社会教育課主幹

吉田 政弘  
杉本 典彦  
河原 直也  
新宮 義哲  
津島 威彦  
倉元 竜也  
安藤 靖人